

山梨県心身障害児ホームサーバー派遣等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は在宅の心身障害児を養育している家庭等に対しホームサーバーを派遣し、障害児の自立や能力開発を促し、併せて家族の負担の軽減を図るため、「山梨県心身障害児ホームサーバー派遣等事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき山梨県肢体不自由児協会が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、実施要領に基づく心身障害児ホームサーバー派遣等事業とし、派遣先は次のとおりとする。

- (1)心身に障害を持つ20歳未満の障害児を養育している家庭
- (2)前号に掲げる家庭が複数集まり、合同で指導する研修会
- (3)その他、知事が特に必要と認めた場合

(交付申請)

第3条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 1 事業計画書
- 2 収入支出予算書

(交付決定)

第4条 知事は前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(変更交付申請)

第5条 この補助金の交付決定後の事情変更により、当該事業に要する年間所要額、経費の配分又は補助事業の内容に変更（中止、廃止）が生じた場合には、事業内容変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し承認を受けなければならない。（20%以内の経費配分の変更、または補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わない変更の場合を除く）

(実績報告)

第6条 この補助金にかかる事業を完了したときは、事業完了の日若しくは、廃止の決定を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 1 事業実績報告書

2 収入支出決算書

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、事業完了後確認のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払とすることができる。

2 概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備・保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附則 この要綱は、平成10年6月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年6月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。